

官民競争入札等監理委員会
第87回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第87回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成24年2月1日（水）10:30～11:47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）について

- （1）インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務
- （2）国有林間伐事業
- （3）防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務
- （4）「海外移住資料館」の管理・運營業務
- （5）総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務
- （6）水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査
- （7）社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

2. 登記簿等の公開に関する業務（乙号事務）に係る事業の評価（案）について

3. 国民年金保険料収納事業に係る事業の評価（案）及び契約の変更について

4. アジア経済研究所図書館運營業務に係る官民競争入札における入札関係書類の評価（案）について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、北川委員、小林委員、野原委員、吉野委員

（政府）

園田大臣政務官

（事務局）

阪本大臣官房長、舘事務局長、後藤参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、全員御出席でありますし、定刻にもなりましたので、87回の官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、園田大臣政務官、阪本大臣官房長にも御出席をいただいております。どうか、よろしく願いいたします。

議題は、お手元にごさいます議事次第のとおりでありますけれども、最後の議題4については、予定価格等の非開示情報が含まれていることがございますので、本委員会運営規則5条の定めに基づいて、会議を非公開とさせていただいた上で、後日、議事要旨を公開することにしたいと思っております。

それでは、はじめに、議題1の実施要項（案）について御審議をお願いいたしますが、本件については、これまで、入札監理小委員会で審議をしてきたところでございます。したがって、入札監理小委員会から、検討の結果を御報告いただきます。まず、「(1) インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務」については、樫谷主査から御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 入札監理小委員会の樫谷でございます。

ちょっと長いのですが、「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務」でございまして、これに関する実施要項（案）の審議を行いました。

まず、「1. 業務内容及び確保されるべき公共サービスの質」でございます。論点として、インターネット上の違法・有害情報対応相談業務請負業務と書いてあるのですが、インターネット情報の検閲とか監視を行うものではないかという間違った認識によるパブリックコメントが多数ありましたということで、こういうことを配慮して、本件が検閲とか監視ではなく相談業務であることを明確に理解しやすいように、記述を変えていただきました。それが対応①です。あるいは、相談内容についても、詳細に記述していただいたということでもあります。

2. は「請負業務の内容」です。新規参入する民間事業者への配慮が当然必要でございますので、毎年、今まで作成されてきた報告書について公開をできないかとか、あるいは、2つ目ですが、業務の実態、特にタイトルから見て過大な内容に受けとめられるような記述になっていないかというようなことの観点から審議をいたしました。

対応としては、①に書いてございますように、閲覧できることにいたしまして、本業務で作成した報告書は、総務省において公開する旨を追記いたしました。

2番目は、実務アドバイザーという担当がありますが、実施要項（案）の中では、政策的助言を行うこととか、あるいは報告書には政策に寄与する意見の掲載が求められるという記述があったのですが、それを政策となると非常に重い話になりますので、よく聞いてみると、そうではなく、相談業務上の実務上の課題を見出して総務省に伝えることが本旨でありましたので、その旨の記述に修正いただきました。

それから、「3. 従来の実施状況に関する情報の開示」で、相談業務と言っても、なかなか理解しにくくて、その見積もしにくいであろうと。見積をして、入札をするわけですけ

れども、なかなか実態が明らかになっていないのではないかとということで、それで、対応としては、相談内容の割合とか、回答に要した時間とか、実務とか法務アドバイザーのそれぞれの業務内容とか、相談の事例とか、相談件数とか、相談業務フロー図、こんなものを追記していただきました。

以上であります。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、「(2) 国有林の間伐事業」から「(7) 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」をまとめて、小林副主査からお願いいたします。

○小林委員 御報告いたします。

まず、国有林の間伐事業について、資料2-1に基づいて御報告いたします。

国有林の間伐事業は、24年4月以降、落札者の決定後から開始して、26年中に終了する2年を超える期間について民間競争入札を実施することとされております。

論点になりましたのは、まず、平成23年度の入札結果を踏まえて、競争性確保の取組が行われているかということで、民間事業者の応札可能性を高めるために、入札スケジュールを短縮する。これは民間事業者からの聞き取りに基づき、スケジュールを短縮していただきました。

入札対象官署については、基本方針の別表では、入札等の対象官署として、各森林管理局でそれぞれ1か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、全国で7~10か所程度で実施することにしておりますが、今回、四国森林管理局で実施できないということで、その理由と、今後の方針をどのように考えているかを議論いたしました。

対応としては、林業事業者の担い手を育成するという観点からは、対象官署について、基本方針別表で定めるとおり、7~10か所程度で実施することが望ましいということでございますが、今回の場合は、希少野生動植物が生息・生育しているというエリア内にあり、その生息・生育が確認された場合に、緊急的な対応や事業の中止等の措置が必要となり、民間事業者の創意工夫を生かした複数年にわたる事業の実施が困難と予見されることから、見合わせることにいたしました。基本方針に沿って、7~10か所を今後選定できるように取り組むことを確認いたしました。

続きまして、資料3-1です。防衛省の航空自衛隊事務用品等調達業務でございます。平成23年度、24年度に民間競争入札を実施することが別表に定められております。

まず、入札状況については、平成23年度分は、昨年8月に落札者を決定し、10月から業務を開始しているところでありますが、入札結果は、応札者数4社で、良好であります。平成24年度分についても、同様の考え方で実施要項(案)を策定することを確認いたしました。

パブリックコメントへの対応状況です。民間事業者3社から19件の意見等が寄せられまして、「納品書の送付期限を明確にしてほしい」旨の指摘に対して、「別送する場合には、

努めて商品の到着と同日着とすること」とするなど適切な修正がなされていることを確認したところであります。

本空自の調達業務に関することではなく、なお書きのところですが、パブリックコメントの中で非常に重要な指摘がありまして、今後の国の調達業務全般の課題として、代金の支払回数が少ない。これは民間事業者の資金調達コストを増加させることになり、入札参加の意欲を非常にそぐこともございますし、支払に係る確認書類・事務の煩雑さは、これはまだ紙ベースで国はやっておりまして、事業者としては、ITの発達の観点から、紙ベースではなく、迅速な処理ができるデータベースでやりたいということがありました。その部分が国の規制といいますか、改革がまだ行われていないところで、かえって事務が煩雑になって、効率化がそがれることでありますので、eガバメントの観点からしても、この部分は国全体として取り組まなければいけない課題と考えているところです。これは、請求・納品に係る事務手続をIT化することによって、支払も迅速化できることにもつながると思いますので、この点は、本件だけではなく、今後の国全般の調達業務において検討をしていただきたいところがございます。強調したいと思います。

資料4-1です。「海外移住資料館の管理・運營業務」です。本業務は、国際協力機構の海外移住資料館の管理・運営で、21年3月から3年1か月間の契約期間として、民間競争入札を実施しているところであります。契約期間終了後の平成24年4月からの事業については、3年1か月間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨基本方針に定められているところであります。

この業務については、独立行政法人の事務・事業の見直しの中で、同機構に対して検討が求められた関係で、入札スケジュールに影響が生じ、結果として、平成24年4月から新規事業者による事業を開始することは困難となりましたため、6月から新規事業者による事業を開始することにしております。

検討いたしましたことは、事業評価を踏まえての変更で、当該施設の目的が、海外移住に関する知識の普及であることから、入館者を増やすための提案や特別展示等の提案に対する配点を高めることを検討すべきではないかという点。それから、民間事業者のモチベーションの向上の観点から、インセンティブの設定項目についても検討を加えるべきではないかという点について、検討をいたしました。

対応としては、入館者を増やすための提案や特別展示等の提案に対する配点・加点部分を変更するとしていただきました。もう一つは、インセンティブの設定を変更して、また、ディスインセンティブを新設したことで、インセンティブとしては、入館者数、教育プログラム受講者数、HPアクセス件数に係る目標をすべて達成し、かつ入館者数の目標値の10%以上を達成した場合に、契約金額の1%を付与するという現行のインセンティブに加え、それぞれの項目について1%のインセンティブを付与することです。また、ディスインセンティブとしては、目標値の10%以上を下回った場合に、契約金額の1%を減額するというディスインセンティブを設けました。

そのほかの変更点については、「平成24年4月以降、契約開始となるまでの期間の実績については、当該年度実績として、受注事業者の実績値の査定に組み込む」と実施要項に規定してありますが、4月、5月の実績について、現行受注者の実績を組み込むことが妥当かどうかについて検討をいたしました。また、記載ぶりが明確であるかどうかについても、検討をいたしました。

それから、パブリックコメントで、「ディスインセンティブについては、民間事業者の責任に起因しない要因による臨時閉館や開館時間短縮が発生した場合、目標値の調整が行われるのか」という質問に対し、「原則として行わない」と回答していますが、その点について妥当かどうかについて検討をいたしました。

対応としては、例年、4月、5月期は非常に利用者が多く、安定的な入館者数が見込まれることから、現行事業者の実績値を、受注事業者の実績値とみなすことは問題ないことを確認いたしました。また、実績の内容は具体的に何であるかについては、明確に、開館者数、受講者数、アクセス件数である旨を追記していただきました。目標値の調整については、過去の臨時閉館等の実績を考慮した上で設定している理由を明確にさせていただいた上で、原則として調整を行わないと記載していただくことにいたしました。

続きまして、資料5-1「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」です。この運用管理業務については、平成24年6月からを目途に、平成29年3月までの4年10か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

まず、「業務内容及び確保されるべき公共サービスの質」についてです。1つは、設計・構築費の支払いが民間事業者の要求どおりに支払うことになっているが、その場合に、大半の経費を積み上げて初年度に要求されることも可能になるのではないかという点を検討いたしました。対応としては、支払方法として、設計・構築に相当する額、ただし、契約金額の10分の1を上限とするをいたしまして、予算額を上回らないように変更していただきました。

仕様書中の政府共通プラットフォームへの移行・連携の記述がありますが、現時点では、設計・構築に必要な内容が公開されていないため、入札に際しては大きなリスクとなることから、今後、情報開示を行っていく旨を記述すべきではないかということを検討いたしました。対応としては、仕様書中に「政府共通プラットフォームは、本仕様書の発行時点で調達及び提供が開始されていないため、情報が入り次第情報の開示を行う」と追記していただきました。

「2. 従来の実施状況に関する情報の開示」です。この点については、請負契約のために、内訳等の情報開示が十分にできていないけれども、民間事業者に必要な限り多くの情報を提供する必要はないかという点を検討いたしました。対応としては、現行システムの設計・構築期間を明記するとともに、現行システムの構築に係る当時の作業スケジュール、提示書類について、民間事業者から要望があった場合、所定の手続きを経た上で、閲覧可能である旨の記述を追記していただきました。

「パブリックコメントへの対応状況」です。民間事業者14社から222件の意見が寄せられておりまして、極めて民間事業者の関心が高いと見られます。総務省としては、昨年末にウイルス付メールによるサイバー攻撃を受けた経験などを踏まえ、特に情報セキュリティに係る有用な意見については仕様書に反映するなど適切な対応を行ったところでありま

す。

続きまして、資料6-1「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」であります。

本調査については、平成21年7月から2年9か月間の契約期間として事業を実施しているところでありま

す。契約期間終了後の平成24年4月からの事業については、5年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、基本方針別表に定められております。

これについては、事業の評価等を踏まえた修正について、論点として、隔年実施の水質汚濁物質排出量総合調査において、受託事業者の実施経験を踏まえた工夫により、更なる質の維持向上や効率的な事業実施を図る観点から、複数回実施できるよう、契約期間の延長（4年以上）を検討することという点と、事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫が可能となるように、本実施状況の内容を十分に情報開示することという論点を検討いたしました。

対応としては、契約期間を5年といたしました。

次の論点については、平成21年・22年調査の内容について、受託事業者の実施体制、業務の種類別の人員数や照会状況、督促と調査票の回収状況を掲載するなど、情報開示の充実を図ったところ

です。

その他の修正については、政府共同利用システム及び環境省が貸与するオンライン調査システムを使用した業務の内容について、システム環境の整備、オンライン回答で使用する調査票の修正等、記載の充実を図ったところ

であります。

また、評価項目の加点項目において、環境マネジメントシステムに係る公的資格、主たる従事者が、環境計量士等々、情報処理技術者試験等々の資格の3点について評価することを追加したところ

であります。

資料7-1の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」です。

これは厚生労働省所管の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務で、平成20年7月から9か月間、平成21年8月から2年8か月間の契約期間として、それぞれ民間競争入札による事業を実施したところ

ですけれども、基本方針別表において、24年6月から2年10か月間の契約期間として、民間競争入札を実施することとされたところ

です。

論点については、「業務の見直しについて」ですが、実施状況に基づく事業の評価において、上回らなければならない回収率は達成したけれども、従来の実績に比べ低下したことで、一部のデータについて統計の質や活用に当たっての利便性が低下したことを踏まえて業務の見直しを行っておりますが、利便性を確保するために妥当な内容になっているか

という点について検討をいたしました。調査票回収率の維持向上に向けては、施設、定員数等については調査事項から削減し、行政情報で把握することにいたしまして、調査対象の負担軽減を図ったことが1点です。回収方法については、従来の方法（郵送）のほかに、民間事業者の多様な提案を求めて、落札者評価の加点項目に追加いたしました。それとともに、上回らなければならない回収率について、22年度の実績を踏まえて見直しを行い、水準の引き上げを行ったところです。

「2. 落札者の決定に当たっての評価基準について」です。民間事業者に求める創意工夫の内容が、適切に評価される内容となっているかという点について検討をいたしました。民間事業者の創意工夫を求める、督促や問い合わせ・苦情対応、データの正確性を高めるための審査・照会等の加点項目について配点を高めることにいたしました。併せて、競争性確保の観点から、前回必須項目であった事業実績等の項目を加点項目に変更いたしました。

「情報開示について」です。平成21年・22年度の実施状況が適切に情報開示されているか。また、本調査に新たに追加する業務について、民間事業者が業務量等を適切に把握できる内容になっているかについて検討をいたしました。情報開示の更新・充実を図るとともに、追加業務の想定業務量を実施要項に明記いたしました。

「4. 契約金額の支払いについて」です。パブリックコメントに寄せられた質問の対応で、契約金額の月次での支払いについては想定していないということでございましたが、これも民間事業者の資金調達にかかる負担軽減、競争性確保の観点から、年度途中での契約金額の支払いができないかを検討いたしました。調査の成果物が出た段階でないと支払いができないということで、原則年1回の支払いになるようなことでもございましたので、その点については、事業者の資金調達コストあるいは資金負担の観点から、なるべく協議により決定していただきたいことを検討いたしまして、支払いについては、各年度の支払回数についても協議により決定することにしていただきまして、「各年度の業務量を踏まえ、落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度の契約金の総支払額及び支払時期・回数を決定する」と明記していただいたところであります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告いただきました全部で7件ございますが、この7件の実施要項（案）について、異存はないということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法第14条第5項の定めに基づいて付議された実施要項（案）について、監理委員会としては、異存はないことにしたいと思います。

続きまして、2番目の議題であります。「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る事業の評価（案）について」御審議をいただきたいと思っております。

本件については、事業主体から実施状況報告を受けて、それに基づき内閣府が案を作成

し、入札監理小委員会で審議行われておるものですので、評価（案）については、内閣府から説明をお願いしたいと思います。

○栗田参事官 資料8-1をもとに御説明をさせていただきます。

まず、業務内容は、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等に係る事務の包括的な委託業務が対象となっております。

併せて、席上に色刷りの資料「実施期間一覧表」を配付させていただいておりますが、こちらの事業は、20年度から実施箇所を拡大しながら市場化テストを実施しております、23年度から全国に展開しております。今回、評価の対象となるのが、22年度開始の事業、下から2番目の青色の部分、23年度開始の2か年、ピンクの部分、3か所に分かれてございますが、こちらが対象となっております。23年度開始事業については、既に一部市場化テストを実施していて、2期目の登記所も含まれている状況です。

ちなみに、入札状況は、22年度開始のもの、23年度開始のもの、どちらも競争性は平均6者、9者といったような形で十分働いております。22年度事業開始の際に、低入札価格調査を行ったところ一部事業者が辞退しまして、23年度の開始事業の際には、低入札価格調査に協力しなかった事業者は、向こう2年間入札に参加できないといったような改善策を講じたり、実務経験者の要件を緩和するといったような工夫をして事業を開始したところでした。

資料8-1にお戻りいただきまして、契約期間は、22年度開始の3年間のものと23年度開始の2年間のものがございます。

「2. 実施状況に関する評価」ですが、質の設定を利用者の満足度で測っております。アンケートを年4回実施しております。要求水準は、22年度開始分については80%以上、23年度開始分については、実績を見て85%と5%引き上げて質を設定させていただいております。総合的な満足度と時間面と両方の設問を立てており、総合的な満足度においては、23年度開始分の23年5月実施のアンケート調査において、297登記所のうち、1庁（登記所）だけが82%、それから、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間、こちらは30分未満を目標にしておりますが、こちらについても、23年度開始分の平成23年5月実施のアンケート調査において、2庁が67%及び82%で、要求水準を達成することができないといった状況が生まれました。こちらは、人的体制を整備するという改善指示を行った結果、次の回のアンケート調査においては要求水準を達成していることから、対象公共サービスの質は達成されたと評価しているところでございます。

次に「各種証明書等の適正な作製・引渡し」で質を設定しておりますが、こちらについては、過誤処理件数が増えているという状況が見られております。平成22年度開始分における平成22年度の実績については76件、うち印鑑証明書等の発行に関するものは9件で、1庁当たりの年間発生件数は0.5件。平成23年度の実績については、同じく21件で、印鑑証明書等は2件、1庁当たりの発生件数は約0.2件となっており、業務開始年度が多く、2年目になると減るといった傾向が見られます。

また、平成23年度開始分における平成23年度実績については106件で、うち印鑑証明書等に関するものが15件、1庁当たりの年間発生件数は0.6件となっております。

過誤処理事案については、業務開始当初、4月から業務が開始されますので、4月から5月、6月ぐらいまでに集中するという傾向にございますが、その後も低い発生件数ではありますけれども、継続して一定の過誤処理事案が発生しているといった状況にございます。過誤処理事案の1庁当たりの年間発生件数を比較いたしますと、国が実施した登記所の過去の実績が、直近の4年ぐらいで、0.05～0.13件といったことでありましたので、国が実施していたよりも発生件数は多くなっていると評価できます。公共サービスの質の低下を招く要因となっていると評価させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、次に、経費に関する面です。実施経費については、平成22年度開始分については、削減額は約14億7,000万円（削減率約41%）、23年度開始分については、削減額が約33億3,000万円（削減率約45%）となっておりますことから、経費は大幅な削減が図られていると評価することができます。

「4. その他の実施状況に関する評価」ですが、こちらは昨年監理委員会にも、逐次、御報告をさせていただいたところではございますが、公サ法に基づく委託業務の一時停止及び改善指示を出したことがございましたので、そちらについて触れさせていただいております。平成22年度開始分に係る一部の登記所（4局11登記所）において、特定業務の実施に関して、知り得た情報を目的外に利用した、具体的には申請書を提出せずに自社の登記事項証明書を取得するといったことを理由として、公サ法に基づいて、業務の一時停止（平成23年5月～7月）2か月間、それから、改善指示。内容としては、コンプライアンスに係る研修を実施してくださいということと、コンプライアンスに係る新たな体制を構築してください。それから、コンプライアンスに関する取組計画の策定をしてくださいといった指示を行ったところでございます。

当該改善指示に対しては、①の研修の実施はすぐにされたのですけれども、それ以外の項目について適正な履行がなされなかったと判断いたしまして、再度、業務の一時停止（7月～9月）2か月間を命じるとともに、改善指示を同じ内容で行いました。2回目の指示に対しては、体制の構築に関しては、社外コンプライアンス委員の任命や、経営陣の刷新をする。それから、取組計画の策定については、計画をきちんと作成し、顧問弁護士の監査を受けるといったような改善が見られたということで、適正な履行がなされたと判断いたしまして、業務委託を再開させ、今日に至るまで特段大きな問題があるといった報告は受けていないところであります。

なお、停止期間中については、委託費は、停止しているところについては減額の支払いを行い、労働者派遣を使いまして業務を実施していたところでございます。委託費の減額の範囲内で派遣業務の支払いをしたということでございますが、そのほかに、1庁当たり平均2名国の職員が派遣職員の補助、指導をしておりました。そういった形で国に一定の負担が発生しております。

また、当該事案が発生した要因としては、受託事業者が法令に規定された体制を十分に構築していなかったことが考えられております。

(2) に触れてございますが、実施要項に基づいても改善指示を出せることになっておりますが、こちらについても、平成22年度委託開始分で36件、平成23年度委託開始分で33件の発出をしております。こちらは、同じ受託事業者が同じ内容の指示を複数回受けるといったような状況が生じているところでございます。

こういった状況を受け、今後の事業については、必要な見直しを行った上で、平成24年度入札の実施要項の審議を行って、引き続き公サ法に基づく対象公共サービスとして行っていくことを求めています。

見直しの中身は、3ページ目にお移りいただきまして、まず、要求水準の達成状況とその見直しの必要性ですが、質を設定いたしました利用者アンケート調査については、質は達成したものと評価しておりますので、今後、要求水準の設定や、利用者アンケート調査の実施方法、要求水準を確保することができなかった場合の対応策について検討することを求めています。

それから、各種証明書等の適正な作製・引渡しについては、国が実施していたときよりも過誤処理件数が多くなっているという状況で、公共サービスの質の低下を招いていると評価してございますので、改善として、業務従事者に対する研修をより一層充実させることを始めとし、過誤処理事案の発生を防止する方策の検討を求めています。

2番目に経費面ですが、こちらは大幅な削減が図られていると評価しておりますので、引き続き、より高い水準での公共サービスの質を確保するための入札の実施方法等について検討を求めています。

公サ法に基づく委託業務の一時停止及び改善指示並びに実施要項に基づく改善指示に関しては、停止命令事案の発生を受け、同種の事案を発生させないための方策を検討する必要があるということをお願いしております。具体的には、入札段階でコンプライアンス体制がきちんとしているかという点について、きちんとチェックをしてくださいということをお願いしております。併せて、実施要項に基づく指示についても、より実効性を持たせるための方策を検討してくださいということをお願いしております。

登記については、以上です。

○落合委員長 それでは、引き続きまして、内閣府から、3番目の「国民年金保険料収納事業に係る事業の評価（案）及び契約の変更について」もお願いいたします。

○栗田参事官 引き続きまして、資料9-1をもとに御説明をさせていただきます。こちらは、日本年金機構が実施している国民年金保険料収納事業のうち、強制徴収対象者を除いた滞納者に対する納付督促業務が業務内容になっております。

こちらについても、色刷りの民間委託の変遷図を併せてごらんいただきたいと思います。平成19年度から、毎年度実施箇所を拡大しまして、平成21年10月から全国に展開をしているところでございます。今回の評価の対象となるのは、黄緑色の箱になってございます平

成21年度開始分と、平成22年度開始分、黄色い箱の部分になります。平成22年度開始分については、既に、19年度、20年度から市場化テストを実施したものの2期目になります。

こちらについては、2年前に監理委員会で御審議をいただきまして御評価を一度いただいているところをごさいます、落札金額は非常に低下しているという傾向が見られる一方で、目標がなかなか達成されていない状況が見られました。また、督促の手法が、事業者にかなり自由度が高く委ねられているといったような御評価をいただいたことも踏まえて、22年度の開始事業については、まず、落札金額面については、総合評価方式を除算方式から、より質の面の評価をいただける加算方式に変更したり、督促の手法では、戸別訪問の必須の配置を求めたり、日本年金機構さんと受託事業者さんと定例的な打合せの場を設けてくださいといった対応をとってもらう形で事業を開始しました。競争性については、平成21年度開始分についても、平成22年度開始分についても、応札者は3～7者で、十分に保たれていると考えています。

資料9-1にお戻りいただきまして、「実施状況に関する評価」ですが、確保されるべき質として設定しておりますのは、保険料納付獲得月数になります。具体的には現年度の納付月数、それから、過年度1年目の納付月数、同じく2年目の納付月数、それから、低所得者等を対象とした免除等の承認件数を要求水準として設定しておりますが、こちらの実績については、21年度開始分については、どの区分も達成率は100%に満たない状況でありました。22年度開始分については、現年度分を除いて、達成率が100%を超えるといった改善が見られているところをごさいます。

一方、納付特例の実施手法別の実施件数ですが、実施手法の代表的なものは、文書の送付、電話、戸別訪問という形になります。21年度開始分については、電話督促を前回（年金事務所の実績）よりも大幅に増加しております。約12万から64万回で、全体の督促の比率としても、14%から80%ぐらいまで増えているという状況ですが、戸別訪問による督促件数が激減しています。46万回程度から3万回程度まで減っております。全体の比率としても、過半数、50を超えている比率から4%程度まで減っているという状況にごさいます。実施件数合計についても、前回の84万回程度から80万回程度で減っております。

22年度開始分は、評価を踏まえて開始した市場化テスト2期目ですが、戸別訪問は前回よりも増加していますが、電話督促は前回より減少するという形になっておりまして、実施件数の合計としても、前回実績を下回っているということをごさいます。いずれにしても、量・規模の面で必ずしもまだ十分な実施体制とはなっていないと評価をしてごさいます。

また、保険料の納付率の推移としては、現年度の推移が、20年度は62.1%、21年度は60%、直近の22年度になりますと、初めて60%を割ってしまい、59.3%と低下傾向をたどっているところをごさいます。ただ、22年度開始分の現年度納付率における前年度からの下げ幅を見ますと、▲0.4%ということで、減少の幅が縮小して下げ止まりの兆しが見られているところをごさいます。

納付率低下の要因としては、比較的納付率の高い高年齢者の方が年金受給者に回ってくることで低下をしていることですか、昨年に関しては、東日本大震災の発生で、受託事業者のコールセンターで東北にあったものが被災してしまったことにより督励業務を停止したりといった事情もございますし、また、年金制度そのものへの不信感といった背景も考えられるところですが、まず、本事業において、保険料収納対策を強化し、納付率の低下傾向に歯止めをかけるといったことが当面の重要な課題と考えているところでございます。

2 ページ目にお移りいただきまして、21年度開始分については、業務改善指示を出しておりますので、そこについて触れてございます。21年度開始分については、実績として、最低水準にも達していないという状態であったことから、全受託事業者、こちらは4社ございますが、4社に対して、昨年、平成22年度7月と23年4月に業務改善を指示しております。1回目の改善指示後には、すべての督励手法で実施件数を大幅に増やしました。保険料獲得月数の合計においても、改善指示前よりも6.5%増え、一定程度の改善が見られております。一方、2回目の改善指示後においては、改善指示前よりも督励の実施件数自体は増えているのですが、戸別訪問を除いたほかの手法については、1回目の改善指示後よりも実施件数は少なくなっているという状況が見られます。保険料の獲得月数の合計においても、一部東日本大震災の影響も見られるところではありますが、改善指示前よりも悪化しているという状況です。

4. の経費面ですが、21年度開始分の実施経費については、従来費用が、19年度の71.8億円でしたが、その約15%、11億円ということで、過度な安値入札となっております。22年度開始分の実施経費については、従来費用は、こちらは市場化テストは2期目ですので、21年度の43.4億円と比べますと、削減額はわずかとなっております。ここを市場化テスト実施前の従来費用である17年度のものと比べますと、108.7億円でしたが、削減率は約40%となっております。21年度開始分の過度の安値入札の状況と比べますと、やや改善が見られると評価をしておるところでございます。

また、本事業は、要求水準の達成状況に応じて、委託費に関して、インセンティブとディスインセンティブを設定しているところです。実施状況が目標を達成していない状況でございますので、ディスインセンティブの適用だけがある状況ですが、例えば21年度開始分における第1期及び第2期、こちらは21年10月～22年4月までの時期ですが、この期間の委託費の合計6.4億円に対して、およそ3割に当たります2.1億円が減額措置により返還される見込みとなっているということでございまして、受託民間事業者の実施意欲をそぎかねないような状況となっております。

こういった実施状況を踏まえ、今後の事業については、平成24年10月から全312事務所を対象に、引き続き公サ法の対象サービスとして行っていく必要があると考えておりますが、以下の事項について、検討・見直しを求めています。

まず、①として、要求水準の見直しです。納付率低下の要因を分析して、実績や経済状

況等も織り込んだ上で、現実的に民間事業者が達成可能な水準を、かつ政策目的がございましたので、納付率の低下傾向に歯止めをかけられる水準を工夫して設定するとともに、過度に委託費の減額を招くような増減額措置についても、適正な水準に設定することも求めています。今回、一部の民間受託事業者のヒアリングも実施しましたが、21年度開始事業については、非常に厳しい状況であるということで、現実的な水準を設定してほしいといった要望を聴いているところでございます。

3 ページ目にお移りいただきまして、効果的な納付督促の実施ですが、21年度開始分、22年度開始分ともに、督促件数の合計が前回の実績を下回っております。このため、まず督促業務を行うために一定の量・規模を確保することが必要と考えておりました、戸別訪問に最低限必要な訪問員の設置数、現在、滞納者2.5万人に1人になっておりますが、こちらの引上げですとか、督促頻度は、現在、半年に一度ですが、こちらも引き上げるといったような実施体制の強化について検討を求めています。その上で、民間事業者の創意工夫を生かせる仕組みについても検討が必要であると考えております。民間事業者の方でノウハウが蓄積されてきましたら、その民間事業者の創意工夫を生かした督促手法で実施してもらうといったような業務体制の柔軟な変更をできるような形にすべきであるということで、検討をしておるところでございます。

それから、③の「安値入札の是正」ですが、これまでの安値入札の状況を見ますと、まだまだコストをかけて実施体制を改善する余地があると考えております。このため、本事業において、期待する実施体制、督促業務を行うための一定の規模をきちんと明示をすることとした上で、適正な価格での入札参加を促す必要があると考えております。22年度開始事業から、総合評価方式を除算から加算に変更したと御紹介いたしましたが、こちらは一定の効果があつたと考えておりますので、引き続きこの方式を採用していただくとともに、配点や評価項目の工夫も求めていきたいと思っております。また、民間事業者により質の高い提案を評価できるような工夫についても、検討が必要であると考えております。

④の「連携の強化、準備期間の十分な確保」は、機構本部の指導体制をこれまで以上に強化するとともに、受託民間事業者からの声を吸い上げ、分析・活用できる体制をとることで、現在でもかなりやってもらっているという報告を受けているところではございますが、双方向からの実施体制の強化をこれまで以上に図っていくことを求めていきたいと思っております。また、次回入札に際しては、落札者決定後の準備期間は、少なくとも2か月間は確保したいと考えておりますが十分確保し、次期事業の開始当初から業務を最大限効果的に行える体制をとることを求めています。

それから、「モニタリング作業の継続」を⑤に掲げてございますけれども、業務改善を2回指示しました21年度開始分については、前回の評価でも、事業実績のモニタリング作業を継続して、厚生労働省と機構との協議を行っていくことを触れてございますので、今回も同じことを求めたいと思っております。

以上が評価ですけれども、併せまして、国民年金保険料収納事業に係る要求水準及び最

低水準の見直しについて御説明を申し上げます。

こちらは、平成21年度開始分と平成22年度開始分の要求水準については、実施要項に基づき、被保険者数の減少に伴う見直しを行いたいということで報告を受けております。実施要項策定時の直近の被保険者数の推計をもとに要求水準を設定しておりまして、その推計を上回る減少があった場合には、要求水準を見直すことが実施要項上規定されているところでございます。資料9-3の2ページ目で見ますと、被保険者数がずっと減ってきているという状況でございまして、過去も、平成20年の4.29%減ったときと21年の1.77%減ったときに、それぞれ見直しを行っているということが、(参考2)に書いてございます。今回は、平成23年3月の被保険者数が、減少が-2.41%だったことを受けまして、平成21年度開始分の第4期、第5期と平成22年度開始分の第2期、第3期について、それぞれ要求水準の引下げを、3ページにありますとおりに行いたいということで、それぞれ現年度といった区分とか、要求水準・最低水準、それぞれの状況によって割合は様々ですけれども、おおむね1割内外の引下げを行いたいということで、報告を受けているところです。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この2件の事業の評価(案)について、御意見・御質問がございましたら。では、野原委員どうぞ。

○野原委員 資料9の国民年金保険料のことで、後学のために教えていただきたいのですが、保険料の納付率が下がってきていて、こういう事業は非常に重要だと思うのですが、この督促によって幾らぐらいが収納できたのかという収納額はどこかに書かれていますか。

○栗田参事官 月に約15,000円を払うという形になっております。

○野原委員 伺いたいのは、この督促事業によって収納できた保険料額です。

○栗田参事官 済みません。ちょっとすぐにバックデータがございません。

○野原委員 それは、後で何か。

○栗田参事官 追ってお知らせいたします。申し訳ありません。

○野原委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○落合委員長 では、追ってそのデータについてはお知らせすることにしたいと思います。吉野委員どうぞ。

○吉野委員 登記簿等の公開に関する事務の資料の8-1で、これはちょっと引っかかるのですが、2ページ目の4.の(1)で、「特定業務の実施に関して知り得た情報を目的外に利用した」とありますが、こういうことはよくあるのですか。

これと、その前のページでは過誤処理の話の問題にしていますが、その中にこれは含まれているのですか。

○栗田参事官 過誤処理件数は、単純に、証明書を正しく作製して引き渡さなかったということでございます。また、目的外使用は、よくあることかといいますと、本当に今回だ

けということで、それ以降は発生しないようにということで、十分に改善はなされているということでもあります。目的外に使用したというのは、申請書を提出しないで、受託事業者が自分の会社の登記事項証明書を取得したということで、申し込んで、利用料を払って証明書を取って自分で見るのなら問題はないのですけれども、興味本位で受託事業者の従業員が端末を叩いて、証明書を見てしまったということです。こういった事案は以後ないようにということで、厳しく指導をしております。

○吉野委員 興味本意という言い訳を当人がしたかどうかは知りませんが、これは、相当悪質な話だとも受けとれる。だから、この程度のペナルティーでいいのでしょうか。というのは、もし、これが公にされると、市場化テストそのものへの信頼感を決定的に傷つける話になりかねないからです。この程度でいいのかどうかという点には疑問があります。

○栗田参事官 昨年の監理委員会で御報告させていただいたところですが、このような事案が生じたことは、非常に遺憾に思っております。初めて公サ法に基づく業務の一時停止、それから、業務改善指示を行ったということでして、受託事業者も、きちんとしたコンプライアンス体制を敷いたことを確認した上で業務を開始したという状況でございます。

また、今後については、こういったコンプライアンス体制がきちんとしていない事業者が入札に参加しないように、評価を踏まえた上で、次期事業の実施要項審議の中で、対応を図ってまいりたいと思っております。

○吉野委員 悪いことをする者は、必ず次もやることを前提にしないと。私は、相当優しい処理だなと思います。

○落合委員長 その辺のところの評価は、恐らく分かれるとは思いますが、公共サービス改革法に基づく委託業務の一部停止は初めてのケースです。したがって、従来でしたら、そういう法律に基づく指示とか停止とかそういうことをしないで、口頭等で改善が図られれば、正式の命令を出さない対応をしておったわけです。しかし本件は、そういう意味では明確な形で停止をすること等をやり、それに応じて経営サイドもかなり抜本的かつ真摯な対応がなされたということでご理解を願いたいと思います。今後、この種のもが出てきたときに、少なくともこのような制裁はあり得ることは、それなりにアナウンス効果はあったのではないかなとは思いますが、もっと更に厳しく対応した方がよかったのではないかという点は、確かに検討の余地はありますが、そういう初めて改革法に基づく正規のサンクションを加えたというケースなので、今後、また、更に、そういうようなことが起こるのであれば、また、この委員会で議論していただいて、更に強い制裁も場合によったら課すということも検討していただこうと考えます。

○小幡委員 公サ法ではみなし公務員の規定もありますが、それがかかわっているのですか。当該職員も、場合によっては、結局どの程度その行為が悪質かというところで、刑事罰等の問題もかかわってき得るということですので、そこまではなかったということですね。

○館事務局長 今御説明しましたように、本件は、本来、登記の情報は、料金を払って入手しなければいけないのですけれども、自社についての登記の情報を、自分の会社の登記情報を申告する必要があって、それを、申請料を払わずに取ってしまったということで、他社のものを見たわけではございません。そういう事案があったということで。ただ、この事業者の活動について、コンプライアンス体制等ややまずいところがございましたので、今回は相当厳しく対処していただいたと私どもは思っております。

ただ、更に、厳しく対処するということが、事業者を排除することもあり得るわけがございます。しかし、このような大規模な市場化テストをやった場合に、その事業者が多くの登記所で実際に業務をやっておりますので、今回も、2か月間、2度業務停止をしまして、その間、ある意味では国家公務員が一部指導をしながら派遣を使って、法務省としては相当大変な対応をせざるを得なかったわけでありまして。今後、大規模な市場化テストをやった場合に、突然、その事業者に問題が生じた際にどういう代替措置をとるかというのを制度的にも検討しなければいけないと考えます。

○落合委員長 本件は、担当官庁は法務省であり、法務省は、刑事罰も含めた制裁感覚を恐らく一番持っている官庁でありますので、その官庁が公サ法に基づく処分で行きたいということであったので、刑事的制裁まではいかなかったのです。いずれにしても、こういうことはご指摘のとおり非常に問題な行為ですので、したがって、これを前例としつつも、場合によったら、更に踏み込んだ制裁を監理委員会の方で管轄官庁に対して要請することもあり得べしということでありたいと思います。

○樫谷委員 入札監理小委員会で、評価にかかわりましたので、登記簿等の公開に関する事務、それから、国民年金保険料収納事業の私の感想ですけれども、少し述べたいと思います。

今、御説明していただいたとおりですけれども、登記簿等の公開に関する事務と国民年金保険料収納事業については、ここに説明があったとおり、コスト面では、これで本当がいいのかと言うぐらい大幅に下がったということです。ところが、質の面で、登記簿等の公開に関する事務の方は、いろいろあったけれども、大分改善をされてきているし、この内容を更によくしながら、これを進めていけばいいのかなと、こういうふうに思っております。

ただし、この課題としては、ひょっとしたら、回を重ねるごとに、経験者がありますので、経験者と新規参入者と内容、質に相当差がついてしまって、提案書を出したときに、どうしても提案書の段階で、新規参入者は経験がありませんので、なかなか参入しづらいという現象が今後起こる可能性があるのでは、新規参入者がもう少し参加できるような工夫をちょっとしなければいけない。小さな実験場をつくって、そこでちょっとやって、体験してもらって、それで、本格的に参入するとか、何か考えないと、経験者と未経験者との差が相当ついていく可能性があるかなというよう感想を持っております。

国民年金保険料収納事業については、コストは大幅に下がったのですけれども、質の面

では大変な問題になっております。これは、ある意味では量をもっと投下しなければいけない。つまり、もっとコストをかけなければいけないという部分と、それから、やり方についてもっと工夫をしなければいけないというところが見られます。ただ、救いは、社会保険庁あるいは機構の最初のころは、実は、「何を考えているのだ」というような対応だったのです。ところが、最近は、本当に真摯に対応をしていただいています、事務局のレベルといいますか、この意味をよくわかっていただきまして、いろいろなデータをとってもらったり、工夫してもらったり、事業者と連携してもらっておりますので、更に一工夫が必要ですが、これは事業者とともに、国民年金は重要な事業ですので、活性化していただかなければいけないと感じております。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

ほかに、御意見はございますか。

○小幡委員 改善指示を行ったというのがたくさんございますけれども、これは公サ法に基づく指示権でやったということですか。業務停止の方は、先ほどのご説明の通りの問題があったのでやられたものですね。過誤処理があるということでの改善指示ということですが、あるいは国民年金保険料収納事業は、要するに、達成率が悪いということで、改善指示をしているということのようですが、レベルがいろいろ違うことが書かれているように思うのですが。

○栗田参事官 登記については、公サ法に基づく業務の一時停止の改善指示を2回出しました。

○小幡委員 それは、何か非行為があった場合についてですね。

○栗田参事官 目的外使用を行ったということです。

○小幡委員 過誤処理が多いことについては、特段公サ法の指示はしていないのですか。

○栗田参事官 はい。

○小幡委員 この33件、実施要項に基づく改善指示は、これは公サ法ではないということですね。

○栗田参事官 こちらは実施要項に基づいております。

○小幡委員 もう少ししっかり業務をやってほしいという意味ですね。

○栗田参事官 そうです。過誤処理ということではなく、実施体制が整っていないことをもとに改善を求めたということでございます。

○小幡委員 わかりました。

○落合委員長 それでは、特に御意見がないようでしたら、これら2件の事業の評価（案）及び契約の変更、これは公共サービス改革法21条2項に基づくものですが、全体として、監理委員会として、異存はないとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 では、そのようにさせていただきます。

そうしますと、以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)